

○行動援護サービス費

基本部分	注 支援計画シート等が未作成の場合	注 2人の行動援護従事者による場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算
イ 30分未満 (288単位)	×95/100	×200/100	×99/100	×99/100	×99/100 注 令和7年4月1日から適用	×95/100	特定事業所加算(I) +20/100 特定事業所加算(II) +10/100 特定事業所加算(III) +10/100 特定事業所加算(IV) +5/100	+15/100	1回につき100単位を加算 注 地域生活支援拠点等の場合+50単位	1人1日当たり100単位を加算
ロ 30分以上1時間未満 (437単位)										
ハ 1時間以上1時間30分未満 (619単位)										
ニ 1時間30分以上2時間未満 (762単位)										
ホ 2時間以上2時間30分未満 (905単位)										
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (1,047単位)										
ト 3時間以上3時間30分未満 (1,191単位)										
チ 3時間30分以上4時間未満 (1,334単位)										
リ 4時間以上4時間30分未満 (1,479単位)										
ヌ 4時間30分以上5時間未満 (1,623単位)										
ル 5時間以上5時間30分未満 (1,764単位)										
ヲ 5時間30分以上6時間未満 (1,904単位)										
ワ 6時間以上6時間30分未満 (2,046単位)										
カ 6時間30分以上7時間未満 (2,192単位)										
コ 7時間以上7時間30分未満 (2,340単位)										
ク 7時間30分以上 (2,485単位)										

初回加算 (1月につき200単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)

行動障害支援指導連携加算(移行する日の属する月につき1回を限度) (1回につき273単位を加算)

福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×382/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×367/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×312/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位×248/1,000)	
	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×337/1,000)	
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×318/1,000)	
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×322/1,000)	
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×303/1,000)	
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×273/1,000)	
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×258/1,000)	
	ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×240/1,000)	
	(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×267/1,000)	
	(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×225/1,000)	
	(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×195/1,000)	
(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×203/1,000)		
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×180/1,000)		
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×170/1,000)		
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×125/1,000)		

福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×239/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×175/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×97/1,000)	

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×70/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×55/1,000)	

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×45/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
---	---